

【 約款変更のお知らせ 】 約款変更のお知らせ

お客様各位

平素より楽天コミュニケーションズのサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。「請求書等発行手数料」と「支払手数料」の改定に伴い、約款、規約の改正を行いました。

■変更内容

電話サービス等契約約款

変更前	変更後
<p>第 53 条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する電話サービス等の料金は、料金表第 1 表（料金）に定める基本料金、通信に関する料金、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、<u>請求事務手数料</u>及び再請求書発行手数料とします。</p>	<p>第 53 条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する電話サービス等の料金は、料金表第 1 表（料金）に定める基本料金、通信に関する料金、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、<u>請求書等発行手数料、支払手数料</u>及び再請求書発行手数料とします。</p>
<p>第 58 条（<u>請求事務手数料の支払義務</u>） 契約者は、本約款の規定により支払いを要することとなった電話サービス等に係る料金（<u>料金表第 1 表第 5（請求事務手数料）に規定する請求事務手数料を除きます。</u>）又は工事に関する費用を当社が請求する場合に、<u>料金表第 1 表第 5 に規定する請求事務手数料</u>の支払いを要することがあります。</p>	<p>第 58 条（<u>請求書等発行手数料及び支払手数料の支払義務</u>） 契約者は、本約款の規定により支払いを要することとなった電話サービス等に係る料金（<u>料金表第 1 表第 5（請求書等発行手数料）に規定する請求書等発行手数料及び料金表第 1 表第 5 - 2（支払手数料）に規定する支払手数料を除きます。</u>）又は工事に関する費用を当社が請求する場合に、<u>料金表第 1 表第 5 に規定する請求書等発行手数料及び金表第 1 表第 5 - 2 に規定する支払手数料</u>の支払いを要することがあります。</p>

第5 請求事務手数料

1 適用

区別	内容
請求事務手数料の適用	<p>請求事務手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる電話サービス等に係る料金(請求事務手数料を除きます。)又は工事に関する費用(以下この表において「支払額」といいます。)を電話等利用契約者に請求(電話等利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。)する際、2(料金額)の(3)又は(4)に規定する支払方法であって、次のいずれかに該当する場合に適用します。</p> <p>-(ア) 1料金月の支払額が300円(税込330円)以下である場合</p> <p>-(イ) 料金表通則11(少額料金の繰越払い)の規定に基づき少額料金の繰越払いを適用するときは、(ア)の規定にかかわらずその少額料金の繰越払いに係る3料金月の支払額の合計が900円(税込990円)以下である場合</p> <p>-(ウ)(イ)に関して、2料金月目における電話等利用契約の解除等であって、2料金月の支払額の合計が900円(税込990円)以下である</p>

第5 請求書等発行手数料

1 適用

区別	内容
請求書等発行手数料の適用	<p>請求書等発行手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる電話サービス等に係る料金(請求書等発行手数料及び支払手数料を除きます。)又は工事に関する費用(以下この表において「支払額」といいます。)を契約者に請求(電話サービス等利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。)する際、第5の2支払手数料</p> <p>2料金額(1)及び(5)に規定する支払方法以外の場合に適用します。</p>

2 料金額

単位	料金額
1 請求ごと	100円(税込110円)

第5の2 支払手数料

1 適用

区別	内容
支払手数料の適用	<p>支払手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる利用料金(請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。)又は工事に関する費用を契約者に請求する際、2料金額の(3)、(4)及び(5)に規定する</p>

場合	支払方法の場合に適用します。																								
<p>2 料金額</p> <p style="text-align: right;">1 請求ごと</p>	<p>2 料金額</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金等の支払方法の区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い—</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>—(2) クレジットカードによる支払い—</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>—(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い— ((1)の場合を除きます。)</td> <td>300円(税込) 330円—</td> </tr> <tr> <td>—(4) 当社預金口座への振込みによる支払い—</td> <td>300円(税込) 330円—</td> </tr> </tbody> </table>	料金等の支払方法の区分	料金額	—(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い—	無料	—(2) クレジットカードによる支払い—	無料	—(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い— ((1)の場合を除きます。)	300円(税込) 330円—	—(4) 当社預金口座への振込みによる支払い—	300円(税込) 330円—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金等の支払方法の区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い</u></td> <td rowspan="5">支払ごと</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td><u>(2) クレジットカードによる支払い</u></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い</u> ((1)の場合を除きます。)</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td><u>(4) 当社預金口座への振込みによる支払い</u></td> <td>200円(税込) 220円)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い、且つ料金内訳書明細書等の送付を行う場合</u></td> <td>200円(税込) 220円)</td> </tr> </tbody> </table>	料金等の支払方法の区分	単位	料金額	<u>(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い</u>	支払ごと	無料	<u>(2) クレジットカードによる支払い</u>	無料	<u>(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い</u> ((1)の場合を除きます。)	無料	<u>(4) 当社預金口座への振込みによる支払い</u>	200円(税込) 220円)	<u>(5) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い、且つ料金内訳書明細書等の送付を行う場合</u>	200円(税込) 220円)
料金等の支払方法の区分	料金額																								
—(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い—	無料																								
—(2) クレジットカードによる支払い—	無料																								
—(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い— ((1)の場合を除きます。)	300円(税込) 330円—																								
—(4) 当社預金口座への振込みによる支払い—	300円(税込) 330円—																								
料金等の支払方法の区分	単位	料金額																							
<u>(1) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い</u>	支払ごと	無料																							
<u>(2) クレジットカードによる支払い</u>		無料																							
<u>(3) 金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い</u> ((1)の場合を除きます。)		無料																							
<u>(4) 当社預金口座への振込みによる支払い</u>		200円(税込) 220円)																							
<u>(5) 特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い、且つ料金内訳書明細書等の送付を行う場合</u>		200円(税込) 220円)																							
<p>備考</p> <p>1 (1)の「特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い」(以下備考の1から3において「この取扱い」といいます。)とは、第78条(協定事業者による電話サービス等に係る料金等の回収代行)の規定に基づいて、当社が本約款の規定によりその電話等利用契約者に請求することとした電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、特定協定事業者が請求し、回収する取扱いをいいます。</p> <p>2 当社は、電話等利用契約の申込者又は電話等利用契約者がこの取扱いを指定した場合において、その電話等利用契約の申込者又は電話等利用契約者が電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠</p>	<p>備考</p> <p>1 (1)及び(5)の「特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い」(以下備考の1から3において「この取扱い」といいます。)とは、第78条(協定事業者による電話サービス等に係る料金等の回収代行)の規定に基づいて、当</p>																								

~~るおそれがあるときは、この取扱いを
取り止めて、当社が指定する他の支払
方法に変更していただくことがありま
す。~~
~~3 この取扱いに関するその他の細目事
項は、当社が別に定める「支払方法に
よる契約条項」によるものとします。~~
~~4 (2) による場合は、その支払いに
係るクレジットカード会社の承認を取
得できない場合は、当社が指定する他
の支払方法に変更していただくことが
あります。~~
~~5 (3) による場合は、その金融機関
の預金口座又は自動払込みによる口座
振替等が確認できない場合は、当社が
指定する他の支払方法に変更していた
だくことがあります。~~
~~6 (4) による場合は、その振込みに
係る金融機関の定める振込みの手数料
(実費)については、当社が負担しま
す。~~

社が本約款の規定によりその電話等利用
契約者に請求することとした電話サー
ビス等に係る料金又は工事に関する費用に
ついて、当社の代理人として、特定協定
事業者が請求し、回収する取扱いをいい
ます。
2 当社は、電話等利用契約の申込者又
は電話等利用契約者がこの取扱いを指定
した場合において、その電話等利用契約
の申込者又は電話等利用契約者が電話サ
ービス等に係る料金又は工事に関する費
用の支払いを現に怠り又は怠るおそれ
があるときは、この取扱いを取り止めて、
当社が指定する他の支払方法に変更して
いただくことがあります。
3 この取扱いに関するその他の細目事
項は、当社が別に定める「支払方法によ
る契約条項」によるものとします。
4 (2) による場合は、その支払いに
係るクレジットカード会社の承認を取
得できない場合は、当社が指定する他の支
払方法に変更していただくことがありま
す。
5 (3) による場合は、その金融機関
の預金口座又は自動払込みによる口座振
替等が確認できない場合は、当社が指定
する他の支払方法に変更していただくこ
とがあります。
6 (4) による場合は、その振込みに
係る金融機関の定める振込みの手数料
(実費)については、契約者の負担とな
ります。

IP データ通信網サービス契約約款

コール・インテリジェンス サービス契約約款

特定 IP データ通信網サービス契約約款

IP 電話サービスひかり契約約款

コネクト・スマコム・サービス利用規約

変更前	変更後												
第●表 附帯サービスに関する料金 (略)	<p><u>第●表 附帯サービスに関する料金</u></p> <p>● <u>請求書等発行手数料</u></p> <p>●-1 <u>適用</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>請求書等発行手数料の適用</u></td><td><u>請求書等発行手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる●</u> <u>●サービス等に係る料金(請求書等発行手数料および支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用(以下この表において「支払額」といいます。)</u> <u>を契約者に請求(●</u> <u>●サービス等の利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。)</u> <u>する際に適用します。</u></td></tr></tbody></table> <p>●-2 <u>料金額</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>単位</th><th>料金額(税別)</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1 請求ごと</u></td><td><u>100 円</u></td></tr></tbody></table> <p>● <u>支払手数料</u></p> <p>●-1 <u>適用</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>支払手数料の適用</u></td><td><u>支払手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる利用料金(請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用を契約者に請求する際、●-2 料金額の</u></td></tr></tbody></table>	区別	内容	<u>請求書等発行手数料の適用</u>	<u>請求書等発行手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる●</u> <u>●サービス等に係る料金(請求書等発行手数料および支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用(以下この表において「支払額」といいます。)</u> <u>を契約者に請求(●</u> <u>●サービス等の利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。)</u> <u>する際に適用します。</u>	単位	料金額(税別)	<u>1 請求ごと</u>	<u>100 円</u>	区別	内容	<u>支払手数料の適用</u>	<u>支払手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる利用料金(請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用を契約者に請求する際、●-2 料金額の</u>
区別	内容												
<u>請求書等発行手数料の適用</u>	<u>請求書等発行手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる●</u> <u>●サービス等に係る料金(請求書等発行手数料および支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用(以下この表において「支払額」といいます。)</u> <u>を契約者に請求(●</u> <u>●サービス等の利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。)</u> <u>する際に適用します。</u>												
単位	料金額(税別)												
<u>1 請求ごと</u>	<u>100 円</u>												
区別	内容												
<u>支払手数料の適用</u>	<u>支払手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる利用料金(請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。)</u> <u>又は工事に関する費用を契約者に請求する際、●-2 料金額の</u>												

	<u>(3)に規定する支払方法の場合に適用します。</u>	
●-2 料金額		
料金等の支払方法の区分	単位	料金額（税別）
<u>(1)クレジットカードによる支払い</u>	支払ごと	無料
<u>(2)金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い((1)の場合を除きます。)</u>		無料
<u>(3)当社預金口座への振込みによる支払い</u>		200円
備考		
<p><u>1 (1)による場合は、その支払いに係るクレジットカード会社の承認を取得できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。</u></p> <p><u>2 (2)による場合は、その金融機関の預金口座又は自動払込みによる口座振替等が確認できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。</u></p> <p><u>3 (3)による場合は、(3)に定める料金額の他、その振込みに係る金融機関の定める振込みの手数料（実費）については、契約者の負担となります。</u></p>		

※条番号、サービス名等の記載は省略しております。

楽天ブロードバンドプレミアムサービス利用規約

楽天ひかりサービス利用規約(楽天ブロードバンドプレミアムサービス)

楽天ブロードバンドプレミアム NUROBiz プランサービス利用規約

変更前	変更後								
第●表 附帯サービスに関する料金 (略)	<p><u>第●表 附帯サービスに関する料金</u></p> <p><u>● 請求書等発行手数料</u></p> <p><u>●-1 適用</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>請求書等 発行手 数の適用</u></td><td><u>請求書等発行手数料につい ては、本約款の規定により支 払いを要することとなる● ●サービス等に係る料金(請 求書等発行手数料および支 払手数料を除きます。)又は 工事に関する費用(以下この 表において「支払額」といい ます。)を契約者に請求(● ●サービス等の利用契約の 解除に伴う支払額の請求を 含みます。)する際に適用し ます。</u></td></tr></tbody></table> <p><u>●-2 料金額</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>単位</th><th>料金額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1 請求ごと</u></td><td><u>100 円 (税込 110 円)</u></td></tr></tbody></table>	区別	内容	<u>請求書等 発行手 数の適用</u>	<u>請求書等発行手数料につい ては、本約款の規定により支 払いを要することとなる● ●サービス等に係る料金(請 求書等発行手数料および支 払手数料を除きます。)又は 工事に関する費用(以下この 表において「支払額」といい ます。)を契約者に請求(● ●サービス等の利用契約の 解除に伴う支払額の請求を 含みます。)する際に適用し ます。</u>	単位	料金額	<u>1 請求ごと</u>	<u>100 円 (税込 110 円)</u>
区別	内容								
<u>請求書等 発行手 数の適用</u>	<u>請求書等発行手数料につい ては、本約款の規定により支 払いを要することとなる● ●サービス等に係る料金(請 求書等発行手数料および支 払手数料を除きます。)又は 工事に関する費用(以下この 表において「支払額」といい ます。)を契約者に請求(● ●サービス等の利用契約の 解除に伴う支払額の請求を 含みます。)する際に適用し ます。</u>								
単位	料金額								
<u>1 請求ごと</u>	<u>100 円 (税込 110 円)</u>								

※条番号、サービス名等の記載は省略しております。

変更日

2024年10月1日